

# ダイオキシン訴訟の検証

## An Examination of a Dioxin Lawsuit

林俊郎 蒲生恵美

(Hayashi Toshiro Gamo Emi)

### 【要約】

「ダイオキシン法」制定の起爆剤ともなったテレビ朝日「ニュースステーション」の特集を巡る「ダイオキシン訴訟」について検証した。この訴訟は、特集番組によって野菜栽培農家の名誉が傷つけられ野菜価格が暴落したとして所沢の農家376名がテレビ朝日と野菜のダイオキシン濃度を公表した株式会社環境総合研究所の所長を告訴したものである。

ところが、この放送で公表された野菜の分析最高値とされたものは、野菜ではなく加工食品の煎茶であった。そのためこの報道に不適切な点があったとして郵政大臣がテレビ朝日に注意勧告を行った。ところが、裁判ではある資料が証拠として採用され、一・二審は農家側の敗訴となった。証拠資料とは、摂南大学の宮田研究室が分析したという「所沢産白菜の分析結果」である。一・二審の裁判官は、この分析値が特集番組で公表された最高値に近似していたことから、報道内容は真実であると審判した。

ところが、三審の最高裁は「視聴者は、ほうれん草をメインとする所沢産の葉っぱ物に煎茶が含まれるとは通常考えない」、また証拠資料として採用された白菜については「氏素性の定かでない、わずか一検体の白菜の分析結果をもってそれが真実であるとした原審は、明らかな法令の違反がある」として、本件を原審に差し戻す判決を行った。農家側の実質的逆転勝訴となった。

最高裁は宮田研究室が提出した証拠資料に対して重大な疑念を表明した訳である。しかし、審理は専ら証拠資料の氏素性に集中したが、この特集番組の構成そのものにも審理を尽くすべき点があった。ここでは、なぜ、一・二審と三審で180度異なった判決が下されたのか、その背景も含めてこの裁判の問題点を明らかにした。

キーワード：ダイオキシン、訴訟、野菜、所沢

Dioxin, Lawsuit, Vegetables, Tokorozawa

### 1. ダイオキシン特集番組放映の時代背景

【ダイオキシン研究の遅れ】わが国で起こったダイオキシンに関する出来事を時系列に眺めると、テレビ朝日「ニュースステーション」の特集番組「所沢ダイオキシン農作物は安全か?」(99年2月1日)は、あたかも遠大なシナリオに基づいたかのように極めてタイムリーな時期

に放送された。

わが国でダイオキシンが現実の問題として国民の前に登場したのは83年が最初である。この年の11月に愛媛大学の研究グループが関西の焼却場からダイオキシンを検出したとマスコミを集めて大々的に公表した。ところが、国際的にはダイオキシンの研究のあらかたは70年

代に終えていた。ダイオキシンは、有機塩素系農薬製造の副産物として、また物が燃えるところには必ずといえるほどごく微量発生することはそのメカニズムも含めて既に解明されていた。ダイオキシンには突然変異を起こしてがん遺伝子を誘発させるような本格的な発がん性もなく、またベトナム戦争に使われた枯葉剤の被害として喧伝された二重胎児を発生させるような催奇形性もないなど、毒性が明らかにされていた。わが国で、ダイオキシン研究者がさかんに喧伝してきた恐怖のダイオキシン情報は、世界がダイオキシンの未知なる恐怖に怯えていた70年前後の風聞の類ともいえるものであった。80年には米国を中心としてそれまでに先進各国が取り組んだダイオキシンに関する膨大な研究の詳細がEPA（米国環境保護庁）によって『ダイオキシンレポート』としてまとめられた。この本が環境庁国立環境研の森田らによって邦訳され、『ダイオキシン入門』<sup>1)</sup>として刊行されたのが91年であったから、わが国の認識水準は欧米とは隔世のものがあった。

また、日本の焼却炉灰からのダイオキシン検出は既に79年にカナダの研究者が行っていた。愛媛大の報告はそれよりも4年も後のことであり、新規なことでもなければ、至極当然の科学的現象であった。この頃には、ダイオキシンは山火事や火山活動などに伴って発生する、恐竜時代からお馴染みの自然物であることが分かっていた。しかしこれが、さも重大な大発見であるかのように取り上げられた背景には、わが国のダイオキシン研究の立ち遅れがあった。医学的知識の希薄なごく一部の分析専門家がダイオキシンの毒性に対して過剰反応し、その思いが昂じてかマスコミや行政をも動かすという行動をとった。

【ダイオキシン研究者のマスコミ誘導】愛媛大のグループが分析結果をマスコミに公表するまでの経緯については小室広佐子が東京大学社会情報研究所紀要に詳述している<sup>2)</sup>。それによると、愛媛大の研究グループ代表（立川涼）は、結果を公にする前に地元の朝日新聞記者に連絡を取っている。この地方づめ記者は、厚生省（現厚生労働省）付きの記者を通じて厚生省の感触をある程度つかんだと考えられる。この時

点でダイオキシン研究者・マスコミ・行政（厚生省）の共闘関係が芽生えたととらえることができる。

愛媛大のグループがマスコミ陣を集めて公表（83年11月18日）する頃には、朝日は他社を出し抜いた完全なスクープ記事を完成させていた。朝日は、翌日の朝刊の一面に「毒性の強いダイオキシン ごみ焼却場から検出」と大きな見出しで報じ、厚生省環境整備課長のコメント「行政に幅広く関係」まで取り付けた。また、社会面の冒頭にはその後のダイオキシン対策（戦略）を予見させる「プラスチック時代に警鐘」という見出しを掲げて紹介した。

【産・官・学共闘】愛媛大のグループがダイオキシンを検出したとして、厚生省はマスコミ報道の12日後に「廃棄物処理に係わるダイオキシン等専門家会議」開設を決め、その10日後には開催した。電光石火ともいべき取り組み方であったが、この専門家会議の委員には焼却炉にかかわる工学専門家のほかに、ダイオキシン研究者として愛媛大グループ代表の立川教授が加わっている。

この頃厚生省が最も真剣に取り組まなければならなかったことは、エイズ対策であった。この時代の対応の遅れが、1500名もの血友病患者をHIVに感染させ、500名を超える犠牲者を出す、わが国歴史上最悪の薬害事件を引き起こす要因となった。

この後、厚生省によって焼却炉に特化した「緊急実態調査」「廃棄物処理によるダイオキシン等の発生メカニズム等に関する研究」などが次々と着実に進められた。

90年8月21日には、NHKのダイオキシン類問題の放映や高知県都市ゴミ焼却場から高濃度のダイオキシンが検出され大騒ぎになったのを名目として、厚生省は「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン検討会」を発足させた。しかし、これはNHK松山支局の記者が愛媛大グループ・厚生省クラブ記者と連絡をとり、厚生省がガイドラインをつくるという感触をつかんだ上での放送であったという<sup>2)</sup>。

同年12月には「旧ダイオキシン対策ガイドライン」が答申され、地方自治体に勧告された。検討会発足からガイドライン勧告までの3ヶ月

間は答申の完成よりも、地方自治体を説得する準備期間にあてられ、答申はそれよりも前に完成していたと考えられる。この頃はまだ国民の大多数がダイオキシンについて関心をもたず、またなんの実害も認められていないゴミ焼却に莫大な税金を投入する答申に対して、地方自治体の強い抵抗があった<sup>3)</sup>。

【産・官・学共闘の産物】このようにわが国のダイオキシン対策は、国民不在のなかで、学者・行政・メーカー主導で進められた。「旧ガイドライン」勧告がわが国に何をもたらしたか。焼却炉メーカーや分析の専門家が執筆したというガイドラインの手引き書『廃棄物処理とダイオキシン対策』には、わが国のゴミ焼却炉におけるダイオキシン対策は世界のトップクラスにあるとして、資料編には各メーカーが欧米の技術を導入して開発した13のモデル焼却炉が紹介されている<sup>4)</sup>。ダイオキシンは焼却炉の電気集塵機で主に合成されていることからこれをバグフィルターに取り替えるだけで既存の焼却炉でも排出されるダイオキシンの大部分を抑制できるが、委員会はこの提案を拒否している。最新の焼却炉モデルのオンパレードは、メーカーのダイオキシン特需に寄せる期待の大きさを示すが、決定打がない、新規なゴミ焼却炉は試験段階にあることを語っている。その後、新設のハイテク焼却炉から高濃度のダイオキシンを放出して操業停止や固形燃料化施設が爆発して死傷者を出す事故が発生するなど、自治体がメーカーを告発する事態まで起こった<sup>5)</sup>。

ガイドラインの勧告がもたらしたものは、これだけではなかった。測定が義務づけられたダイオキシン分析は、厚生省の指定機関に限定（廃棄物研究財団による登録制度）されたために、わずか20社ほどの指定業者間での談合が横行、諸外国の数倍という破格な分析料を市町村が払わされることになった。ようやく99年になってダイオキシンの指定分析業者・機関の大半が談合していることが判明し、独占禁止法違反で排除勧告を受け、ついに登録制の見直しが行われた。

焼却炉建造メーカーはどうか。98年8月に公正取引委員会は、全国のゴミ焼却施設をめぐる談合容疑で大型炉メーカーの大手5社に排除勧

告した<sup>6)</sup>。莫大な税金が、談合によってアワと消えたことになる。

【市民運動先導の立役者】96年5月に環境庁がダイオキシンの毒性評価にかかわる委員会を相次いで立ち上げ、「健康リスク評価指針値」(5 pg/kg・日)を提案した。これらの委員会の委員には摂南大の宮田秀明教授がなっている。厚生省はその翌月、これまでの許容1日摂取量(ADI)を耐容1日摂取量(TDI)に改め、10 pg/kgを提案した。

厚生省は、TDI値の提案に伴って「旧ガイドライン」を見直すために新ガイドライン策定委員会に類する「ゴミ処理に係わるダイオキシン削減対策委員会」と「ダイオキシン対策技術研究会」を発足、10月に「緊急対策」、97年1月に「新ガイドライン」を答申し地方自治体に通達した。これによって地方自治体に対するダイオキシン対策による締め付けはほぼ完全なものとなった。しかし、この頃まだ国民の多くはダイオキシンに対して気にかけることはなかったのである。

ゴミ焼却にかかわるダイオキシン対策を徹底させるためには、一般ゴミの10倍ともいう産廃ゴミの処理を抜きにすることはできない。ところが、国の意向に忠実に従い、多額の国費補助を受けることができる自治体と異なり、科学的根拠の希薄なダイオキシン対策を民間に強要するには、法の網をかぶせることがどうしても必要であったと考えられる。

新ガイドラインの勧告直後に、埼玉県の市民運動グループがマスコミ関係者を県庁記者クラブに集めて「所沢のダイオキシン汚染地域で新生児の死亡率が増加している」と訴え、これが全国に報道された。このグループはさらにゴミの自家焼却地域で乳児の異常な死亡増があり、小型焼却炉の全廃に向けて国や県を動かすという方針を打ち出した<sup>7)</sup>。このような市民グループの大胆な活動の背後には、ダイオキシン学者の存在があった。

所沢では30もの市民運動グループができ、中には多くの無念の死をもたらしたとして所沢市長を刑事告発し、WHOに緊急医療班の派遣を求めるグループもできた。

さらに、茨城県の城取では焼却炉周辺住民の

血中ダイオキシン濃度が異常に高く、がん死が多いという情報が全国的に流れた。

しかし、なんといっても国民を震撼させたものは、「厚生省の全国調査によって、全国で誕生している乳児のおよそ7%が胎内曝露によって先天的なアトピー性皮膚炎となり、さらに母乳哺育がアトピー児を増加させていることが分かった」という某NPOの告発である。この組織の発起人にはダイオキシン研究者の長山淳哉助教授（九州大学医療短期大学部）や宮田教授らとなり、ダイオキシンによるアトピー誘発説をさかんに告発した<sup>8)</sup>。

ダイオキシン問題は、所沢の新生児死亡増報道を契機に全国レベルに拡大し、「ダイオキシン対策国民会議」という反ダイオキシン運動の総本山とでもいうべき運動グループができた。国民会議の代表は、日本人として初めて焼却炉からダイオキシンを検出したグループ代表の立川教授であり、また発起人には宮田教授らになっている。これらの日本を代表するダイオキシン学者は、市民運動の先導的役割を積極的に果たし、結果的に「ダイオキシン法」制定に向けて産・官・学・マスコミに加えて「市民運動グループ」の共闘体制をつくり上げた。

【政党の思惑】97年を契機にダイオキシン関連の記事が連日メディアをにぎわし、雨後のタケノコのようにダイオキシン恐怖本が刊行され、国民は激しい渦の中に巻き込まれていった。

ダイオキシン騒動は佳境を迎え、99年1月27日に公明党が「ダイオキシン類対策特別措置法案」を国会に提出した。この2日後の29日には、公明党の大野由利子議員が所沢のダイオキシン問題で国会質問を行っている。そして、2月1日にテレビ朝日「ニュースステーション」が問題の所沢産野菜の特集番組を放送した。この4日後には、この放送を重大事として、3省庁（農林水産省・厚生省・環境庁）が「ダイオキシン対策連絡会議」を開設した。「連絡会議」設置から2週間後の2月17日に先の「国民会議」が関係省庁・官邸・閣僚に「ダイオキシン類緊急対策第一次提言」を提出、さらに民主党は「ダイオキシン類汚染対策緊急措置法案」を提出したほか、超党派の国会議員約200名が

「環境ホルモン・ダイオキシン問題にとりくむ議員連盟」をつくった。こうしてなだれを打つように政府筋の動きが起こり、5ヶ月後の立法へと向かい、産廃ゴミ焼却にも法の網がかぶされ、関係者には「ダイオキシン特需」と期待される時代に突入した。

【法制定の絶対条件】この法律は純然たる環境基本法にのっとなって成立したものではなかった。ヒトに対する実害も定かでない科学的根拠が希薄なダイオキシンを、絶えず最新の科学的知見に基づいて見直さねばならない環境基本法に照らして法にするには無理があった<sup>9)</sup>。そのため、この法律は「住民の多大な不安がある」を名目に見直しの必要がない議員立法による「特別措置法」として制定された。すなわち、通称「ダイオキシン法」の正式名称は「ダイオキシン類対策特別措置法」である。この法の制定には国民の不安を煽ったダイオキシン騒動の勃発が絶対必要条件であった。ダイオキシン法は参院の与野党逆転や「自自公」政権構想ぶくみの政治的駆け引きのなかで誕生し、環境庁は「この法律ができれば『環境省』として存在感を示せる」と自民党の根回しに動いた<sup>10)</sup>。

法の制定を潮にダイオキシン騒動は沈静化し、雨後のタケノコのように出現したダイオキシン本の出版も影をひそめた。

その後、ダイオキシン法はダイオキシンを隠れみのに大型の焼却炉建造に特化した法律であり、一体誰のための法律であったか、という指摘がある。また、日本民族を汚染しているダイオキシンの主体は60年代に多用された農薬由来であり、ダイオキシン汚染問題は根本的には何も解決されていないという。

以上のようにわが国で起こったダイオキシン関連の出来事を時系列に眺めると、テレビ朝日「ニュースステーション」の特集番組は突発的な報道ではなく、83年のダイオキシン検出報道から始まり、ダイオキシン法制定に至る一連のダイオキシン運動・対策の流れの中で極めて重大な役割を演じたといえる。

## 2. ダイオキシン特集番組の内容

【学者・市民運動・マスコミ共闘の仕上げ】わが国でダイオキシンに関して新しい対策会議

の開催や政策が答申されるときに、ある特徴がある。それは必ずといえるほどにマスコミ報道や市民の不安が名目になっている点である。マスコミ報道の誘導や民衆の蜂起を促したのはほんの数名のダイオキシン学者であった。マスコミ報道が市民運動を刺激したが、その一方でマスメディアの影響力の絶大さに着目した市民運動組織がマスコミを積極的に利用した側面もみられた<sup>7)</sup>。マスコミもまた、環境問題を告発する学者や市民グループの主張を鵜呑みにしてそれを拡大させた。一分析学者が専門外の疾病にまで踏み込んで言及し、それに刺激された市民グループがさまざまな現象をダイオキシンに転嫁して告発し、マスコミがそれに尾ひれをつけて喧伝したために、三者が相互に影響し合ってスパイラルを形成、国民はすっかりダイオキシン恐怖の渦の中に吸い込まれてしまった。

テレビ朝日による問題の特集番組は、市民グループとマスコミの共闘の最終仕上げとなり、ダイオキシン法制定の起爆剤的役割を果たした。しかし、国民を不安に陥れたダイオキシン情報の多くがそうであったように、この報道内容にも不可解な部分があり、またこの裁判そのものにも幾つかの問題があった。

この裁判は、埼玉県所沢の野菜栽培農家がダイオキシンの特集番組によって風評被害を受けたとして全国朝日放送株式会社（テレビ朝日）と株式会社環境総合研究所所長を告訴した「謝罪広告等請求控訴事件」である<sup>8)</sup>。

99年2月1日に放送されたテレビ朝日「ニュースステーション」のダイオキシン特集内容のあらましは次の通りである。放送は「所沢ダイオキシン農作物は安全か?」というタイトルで始まり、放映時間計16分、前段は録画映像、後段はスタジオで構成されている。

#### ●前段内容

【国会質問】録画映像は、国会予算委員会（99年1月29日）で大野由利子議員が中川農水大臣に「市民の間で所沢の野菜に対する非常な不安が広がっている」と訴える場面から始まる。すかさずニュースキャスターの久米宏氏が「農水大臣はこれから調べたいと答弁している。ひどい。信じられないような答弁です。」とコメントを挟む。

【デモ行進】次いで、所沢の駅前で行われた「STOP ダイオキシンデモ行進」の場面を放映。ドクロの帽子（お面）をかぶってほうれん草を振りかざした女性A氏が演説。「皆さんは所沢のほうれん草を召し上がっていらっしゃいますか、はっきり申し上げまして、あの私の家族は食べておりません」（以下、下線部テロップ）

そして、デモ参加者が一斉に「安全な野菜を食べたーい!」というシュプレヒコールを起し、同内容がテロップに写し出される。

次いで、所沢市議の安田敏男氏の演説、「過日所沢市の農協JA所沢市がダイオキシン調査をしました。しかし、それを公表しないのであります」

再びシュプレヒコール。「情報を隠すな!」「情報を隠すな!」

【白菜畑】焼却炉と畑の空撮をまじえ、「所沢の野菜は果たして安全なのだろうか?」というナレーションと「汚染値の苦悩～農作物は安全か?～」というテロップ。

（農家の女性）「これなんかも、この白いのもみんな灰ですよ。これ、ほら、ほら、ほら」  
（記者）「ア、本当だ」 （女性）「これみんな灰ですよ、ほら、これも」 （記者）「これ、結構でっかいのも降ってくるんだ」  
（女性）「はい、そうです」 （記者）「あらららー」

（農家の男性）「いま、あそこに白菜がありますけど、白菜というのはずっとこう広がって、最後はこう巻くわけ、すると広がっているときに灰が降りてくると、そのままずっと巻いちゃうわけだ。巻いた中に灰が入っちゃってるわけ、だから売るときにそいつを取れといわれてもね、灰はもう入っちゃってるから取れないんだよね」この時、「野菜の内部に灰が入り込む」がテロップに。

【データ隠し事件説明会（97年9月）】「高濃度のダイオキシンが測定された一所沢市西部清掃工場」「排煙中のダイオキシン濃度……」（以下省略）」というテロップとともに、「市がそのデータを隠し続けていたことが発覚した。その濃度とは、日本の緊急対策の150倍、ドイツの規制値の実に12万倍という桁はずれの高濃度であった」とナレーションが入る。

説明会の場面では「所沢市によるデータ隠し説明会」というテロップが写し出され、市民「言っていることと、やっていることが全然違う！（会場拍手）」、市長「改めまして心からお詫びを申し上げますとございます」と発言。

ここで、茶畑農家を営む男性B氏登場「農作物のダイオキシン調査をして販売不能なら速やかに補償を！」と訴え、会場拍手、同内容がテロップに。

市の経済部長「JA農協が日本食品分析センターに分析依頼しており……まもなく報告が出ると思うんですけども」、市長「迅速な情報公開と、さらに開かれた市政の推進のため……」と発言。

【JA所沢市】流れはJA所沢農協の分析値公開要請に話に移り「JAからは何ら回答がない」「怖い数値かもしれない」、「所沢産の野菜は食べにくい」、「地元の野菜は買わない」という発言とテロップが流れる。

市民「どうしてデータを教えてくれないんですか」 職員「私がお答えする立場にはありません」

再び男性B氏「開示しないんですね。よけい不安とか不審とか強める一方ですよ。現実に不買行動とか起きている……」 市民「JAは農家を守ってくださいよ！」「消費者を守ってくださいよ！」

【JAから出てくるB氏】記者「今日は何か成果はありましたか」 B氏「まったくないですよ。……発表しないで風化させようと……そういう戦略にもうのっているんじゃないですか」

【NO！ダイオキシン埼玉行動農民の演説（1998年5月）】「ある農家からショッキングな報告がされた」とナレーションが入る。農民「……私たちも野菜も長生きできない。家族で話し合いの結果、二人の息子たちのどちらも農業は継がせないことになりました」

【松崎さんの意見書】「昨年10月に衝撃的な意見書が化学物質研究の第一人者松崎早苗さんより公表された。いわく、埼玉県所沢市の汚染レベルは農業をしてはいけない値です」というナレーションが流れた後、松崎氏の講演場面が

放映。

【セベソの事故】松崎氏の報告を受けて、農業が禁止となったイタリア・セベソの土壤濃度が比較された（セベソは、1976年に農薬工場の事故によりダイオキシンが降り注いだ町として知られる）。松崎氏「取りあえず農業をやめるべき、農業ができる状況かどうか調べるのが科学的」とインタビューに答える。

【リール市の焼却炉閉鎖】フランス・リール市の焼却炉閉鎖と補償についての取材内容放映。農家「我々農家はみな怒ってます。ダイオキシンをまいたのは我々ではなく焼却炉なのです」 ナレーション「さらに、市は農家16件に総額およそ460万フラン（約1億円）の補償を支払った」

【茶畑のB氏】茶畑で男性B氏に三度目のマイクが。B氏「“お茶にダイオキシンが入っているのでは”という問い合わせがあった。生産者を救済するためには農作物の汚染調査をして（補償を）要求するなり対策を講じるのが当然」

#### ● 後段内容

【スタジオ】久米「今夜は、お客様にお越しいただいております。5年前から所沢の汚染を調査している環境総合研究所の青山所長です。この特集では何回も、あの、お手をかけて、取材にご協力いただいているのですが、まず、……以下省略」

久米キャスターは、市役所やJAは汚染の実態を調査しているがそれを隠していると述べた後、「今夜は青山氏の研究所で調査した値を発表……、えーこういう、調査の結果、数字ができました」と発言。画面に、野菜のダイオキシン濃度が紹介される。

#### 野菜のダイオキシン濃度\*

全国（厚生省調べ）：0～0.43ピコグラム/g  
所沢（環境研調べ）：0.64～3.80ピコグラム/g

\*（ダイオキシン濃度は毒性が最強の「2,3,7,8-TCDD」への換算値、1ピコグラムは1兆分の1グラム）

久米「これはほうれん草と思っていいのですか」

青山「ほうれん草がメインですけれども、葉っぱ物ですね」

久米「葉物野菜」

青山「大根の、あの、根っこの方はありません。みんな葉っぱ物ですね」

久米「これはどの程度ひどいんですか」

青山「まあ10倍、所沢は大気汚染は日本平均の4～5倍高い…(略)、日本が諸外国より10倍くらい高い…(略)」

久米「今の話をフワッと聞いてしまったんですが、…中略…世界レベルからみると、所沢の野菜は、ダイオキシン濃度は100倍高いということですか」

青山「まあ、100倍高いということもないのですけれども、やはり、…突出して高いですね」

久米「これは、食べると危険なんですか」

青山「えー、まー、WHOというですね世界保健機構が去年の春に一日の摂取量というのを、厳しいのを出しました。1ピコグラム。子どもさんが、40キログラムぐらいの子どもさんが、例えばほうれん草をですね20グラム位食べると、その基準値にはほぼ達しちゃうと。高いものを食べた場合にはですね。低いものでもやっぱり100グラム位食べるとですね、WHOの基準に軽く及んじゃうということですから、まーあの、あまり安全とは言えないですね」

この時画面には、「WHOの一日摂取許容量…  
…体重1キログラム当たり1～4ピコグラム」  
「体重40キログラムの子ども…約10～40グラムでアウト」というテロップ。

久米「わかりました。数字をありがとうございました。JAは調べても数字を発表しない。農水省はこれから調べるなどと寝ぼけたことを言っております。実際の数字は以下のとおりです。ありがとうございました」

以上が、所沢農家が訴訟を起こす原因となったダイオキシン特集番組の概要である。前段の効果音をまじえた衝撃的な映像に、後段の野菜のダイオキシン濃度が最後のトドメとなり、全国を揺るがす騒動に発展した。

### 3. 判決内容

【虚偽を真実とした一・二審】ダイオキシン特集の放送内容が真実であり国民の健康を守る上で必要であったならば公益に値するものであるが、この放送には明らかな虚偽があった。所沢産野菜のダイオキシン濃度として画面に示された値は、野菜だけでなく、加工食品の煎茶が含まれていた。しかも最高値の3.80ピコグラムは煎茶であった。

埼玉県が同放送内容を重大視し、資料の提供を環境総合研究所に求めたことによってこの事実が初めて明らかになった。放送後の2月17日に同研究所が本件放送のもとになった中間報告書を提出し、埼玉県がこれを公表した。ニュースステーションもこの事実を認めて同日の放送で、所沢のほうれん草生産農家に迷惑をかけたことを謝罪した。その後野田郵政大臣は、テレビ朝日に対して報道に不正確な表現があったとして厳重注意する行政指導を行った。

埼玉県に対する環境総合研究所の回答によると分析試料は、煎茶、ほうれん草、大根の3種類で、内訳は所沢産の煎茶2検体、所沢産のほうれん草4検体、所沢に隣接する三芳町産の大根の根と葉の各1検体の計8検体という。同研究所は、この8検体をカナダの民間会社によって分析を依頼している。同研究所は、ダイオキシンの分析を斡旋するブローカーを生業の一つにしている民間の企業であり、早くには所沢JAに対しても分析を斡旋するセールスを行ってきたという。

埼玉県に報告した分析結果は次の通りである。

煎茶：3.60、3.81ピコグラム/g

ほうれん草：0.635、0.681、0.746、0.750  
ピコグラム/g

大根の葉：0.753ピコグラム/g

放送では、この上限値(3.8 pg/g)と下限値(0.64 pg/g)が所沢産野菜のダイオキシン濃度として公表された。

裁判は、加工食品の煎茶の分析値を野菜として公表したことの是非についての審理に集中した。第一審で、ある資料が重要証拠として提出された。それは摂南大学の宮田研究室で分析したという所沢産白菜の分析値である。この分析

値は1グラム当たり3.4ピコグラム、これにダイオキシン類であるコプラナPCBを含めると3.74～4.42ピコグラムになるというものであった。あるマスコミ関係者が所沢で入手して研究室の助手に手渡したというこの白菜の分析結果が判決を左右する重大資料となった。

第一審では「3.80ピコグラムは所沢産の煎茶から検出されたものであるから真実とは言えない。しかし、3.80ピコグラムを超えるダイオキシン濃度を示す検体が、被告研究所が調査した所沢産野菜であるか、他の調査にかかる所沢産野菜であるかによって、一般の視聴者が所沢産野菜の安全性に関して抱く印象は異ならないといえるから、被告研究所が調査した野菜から検出されたとの部分は主要な部分ではなく、“所沢産の野菜から3.80ピコグラムのダイオキシン類が検出された”との部分がその主要部分を構成、かつ、これが真実であることは上記のとおりである。」として、農家側の控訴を棄却した。

第二審は、原告団の規模が41人と大きく縮小して争われたが、一審同様の審判となった。

【原審を覆した要因】原告団は28名に縮小したが、原審を不服として最高裁に上告した。一・二審に続いて、証拠資料とされた白菜を巡って争われたが、この裁判審理の間に起こった二つのある重大な事実を見逃すことはできない。

その一つは、宮田研究室の白菜の分析データの信憑性について、横浜国大の中西準子教授(当時)がホームページで克明に訴えている点であった。ダイオキシンには200を超える種類があり、そのためダイオキシン類と称されるが、発生源によって特徴的な分布がある。ところが同研究室の分析結果は通常では有り得ないパターンを示しており、中西は宮田研究室の分析データ解析の問題点を鋭く突いた<sup>12)</sup>。

もう一つは、これまでのダイオキシンの毒性に関する常識を覆し、さらに誤ったダイオキシン情報が法規制制定に利用されたと告発する『ダイオキシン—神話の終焉』(日本評論社)の刊行である<sup>13)</sup>。この本が最高裁の調査委員(裁判官1名に対し3名、計15名)を動かしたという(証拠資料の写しを中西研究室に持ち込んだ人物談)。

第三審の最高裁は「一般の視聴者は、ほうれん草をメインとする所沢産の葉っぱ物に煎茶が含まれるとは考えないのが通常」、「採取の具体的な場所も不明確な、しかもわずか1検体の白菜の測定結果が本件摘示事実のダイオキシン類汚染濃度の最高値に比較的近似しているとの上記調査結果をもって、本件摘示事実の重要な部分について、それが真実であることの証明があるということとはできない」、「宮田教授らによる上記調査の結果をもって真実であるものとした、……中略……原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」として本件を原審に差し戻す、5名の裁判官全員一致の判決となり、事実上原告側の逆転勝訴となった<sup>14)</sup>。

以上が第一審から最高裁までのダイオキシン訴訟の概要である。第一・二審では、煎茶のデータを野菜として報じたことの虚偽について争われたが、三審の最高裁では証拠資料として採用された宮田研究室が分析した白菜の信憑性に焦点が絞られた。しかし、この訴訟にはこの他にも審理すべき数々の疑問点が含まれていた。

#### 4. 裁判の問題点

【不可解な試料入手経路】最高裁への上告で環境総合研究所の青山所長が被上告人から除かれ、テレビ朝日のみを対象とする審判となった。これをもって青山は勝訴したと口外している。所長の青山を被上告人から除くことの妥当性も含め、分析試料を中心に解析する。

同研究所が仲介した分析試料には、理解しがたい不可解な点が幾つかある。まず分析試料の提供者である。青山所長に試料を手渡したのが、特集番組の前段で中心的役割を果たしたA、Bである。

Aは、デモ行進でドクロのお面をかぶり駅頭で演説した人物である。Aは所沢のダイオキシン汚染を政府の閣僚や省庁に告発し、また所沢市長を刑事告発するなど先頭に立って市民運動を推進してきた。

Bは、録画放送の中で3度におよんで登場し、市関係者が参加した市民集会やJA所沢との情報公開の折衝を初め、農業補償を再三訴えている人物である。また茨城県の城取清掃工場周辺



住民の血液中のダイオキシン濃度を巡り、厚生大臣に公開質問状を送ったメンバーの一人でもある。

試料提供者が二人とも反ダイオキシン市民運動のリーダー的存在であったということは、科学的客観性を旨とすべき同研究所の精神をどのように理解したらよいのであろうか。この放送全体のシナリオを含めて考えてみる必要があるだろう。

問題の煎茶は、Bが自家製のものを提供したという。ほうれん草はA、B二人が提供、Aは所沢の無人販売所で入手、またBは自家製のものを提供したという。大根は、所沢産ではなく隣町の三芳町の無人販売所でAが求めたという。これを、丸の内の某銀行の会議室で青山所長に手渡したという<sup>14)</sup>。同研究所は、煎茶2検体、ほうれん草4検体、大根の葉と根の各1検体の計8検体をカナダの民間会社に送ったという。分析結果は同研究所が埼玉県に提出した前述の通りである。

【消えた大根の根のデータ】ここで問題となるのは、なぜ大根の根の部分を発表しなかったのかという点である。大根は葉よりも根の部分を食用とし、またわが国で消費される野菜の一位にあたる。球根部分からは通常ダイオキシンはほとんど検出されていないことから、根の部分の分析値を公表すると野菜の下限値は厚生省の全国調査と同じように限りなくゼロに近くなるであろう。

わずか2種類の野菜が所沢産の野菜を代表し、しかも大根は所沢産ではなく、また無人販売所で入手したという、生産者や販売者などの不明な試料である。なぜ、同研究所はこのような不可解な試料の入手方法をとったのか。その理由として青山は「野菜の提供を呼びかけたが試料提供者が現れなかった」と述べている。しかし、5年も前から所沢の調査を行ってきたとされる同研究所が野菜の入手に手こずることは有り得ない。研究所の所員が直接出向いて購入すればすむ問題であり、試料の信頼性からしてあえて市民運動を代表するA、Bから求めなければならない必然性がない。

【試料提供者と分析依頼者】煎茶の問題に移る。放送の中で分析値の品目が示されなかった

理由として、青山は「分析の依頼者（試料提供者）の承諾を得ていないから」と述べている。ところが、先には「試料提供者を求めたがいなかった」とし、ここでは試料提供者が分析依頼者になっている点に矛盾がある。また、煎茶の試料提供者であるBは、放送の中で「ダイオキシン濃度が高ければ補償を」と補償を再三訴えてきた人物であり、迷惑（風評被害）をかけるというイメージではない。また、野菜にいたっては品目を明言しないことによりむしろ多大な被害を農家側に及ぼしたわけであり、試料提供者に配慮したというイメージとはほど遠いものがある。

【葉っぱ物と葉もの野菜】放送の中で、「この野菜というのはほうれん草と正しいのですか」という久米の質問に対して、青山は「ほうれん草をメインとした葉っぱ物」と答えている。最高値が煎茶であることを明言しなかった理由として、青山は「久米から繰り返し“ほうれん草”“葉物野菜”と問いかけられたのに対し、あえてこれを肯定せず、繰り返して“葉っぱ物”と答えることでこれを否定していた<sup>14)</sup>」と反論している。

また、青山側は「分析依頼人の承諾を得ていない、この点は放送プロデューサーも了承済みで、番組内で品目を明言しない約束であった」と言い、その一方で「久米や他のスタッフとの打ち合わせ時間が十分になかったため、品目を伝えることができなかった」とも述べている。ところが、スタジオ放送の冒頭で久米が「この特集では、何回もお手数をかけて、取材にご協力いただいた」と青山所長を紹介しているように、とても打ち合わせの時間がなかったという様子は伺えない。証言に幾つもの矛盾がある。

【編集局の疑惑】それにしても、これほど重要な資料を放送で公開するにあたって、局のプロデューサーがその内訳を知らされずに放送に踏みきるといふ無責任なことがあり得るであろうか。「番組内で品目を明言しない約束であった」という青山の釈明は、プロデューサーには事前に知らされていたことを暗示している。そうすれば、前段の録画放送のなかで「白菜」が主役を演じ、最後を飾る場面が「B氏と茶畑」であったことも、その後の経緯を眺めると見事

に符合する。

この放送は余程早くから周到に企画されていたのであろう。地元の某市議が「まもなく大きな騒動が起こる」と、このことを新年の出初め式で予告するかの発言をしていたという。

【トリックの証】ダイオキシンの摂取基準について、青山所長の発言内容から問題点を明らかにする。青山は久米の「これはたべると危険か」という質問に対して、「40 キログラムぐらいの子どもがほうれん草を20グラム位食べると、WHOの基準値（1～4 pg/kg・日）に達する、低いものでも100グラム食べると軽く及ぶ」と説明している。ところが、ほうれん草の最高値（0.75 pg/g）を当てはめるとすると、ほうれん草20グラムでは到底基準値には及ばないことになる。青山が、最高値のもので20グラム、低いものでも100グラム食べれば基準値に軽く及ぶと述べ、この差が5倍になっている。ところが実際の分析値は、最高値が0.75ピコグラム、最低値が0.64ピコグラムであり、とても5倍という濃度差はない。煎茶の最高値をあたかもほうれん草の最高値であるかの解説がされており、トリックが行われたことは明白である。この核心部分をなぜ裁判では追求しなかったのか。

【判決を分けた裁判官の認識度】証拠資料とされた白菜は某マスコミ関係者が宮田研究室に持ち込んだものとされているが、持ち込んだ人物も明らかにされなければ、白菜の氏素性も不明のものであった。このことを理由に、最高裁はそのような証拠を採用した原審を法令違反と審判した。

ところが第一審では、「マスコミ関係者が食料品販売店で購入して宮田氏に調査を依頼したもので、宮田氏らが受け取った当時、白菜に『所沢産』とのラベルが付けられており、白菜の最外部の葉を二葉切り落として、残りの部分を使用したことが認められる。同白菜は所沢産の白菜であると認めるのが相当である。」<sup>11)</sup>と裁判官がその場面に立ち会ったかのような審判を下した。（所沢市JA関係者は当時所沢産という表示で白菜を販売するシステムはなかったと述べている。）

なぜ、一・二審と三審でかくも異なった審判

が下されたのであろうか。それは裁判官のダイオキシンの認識の格差を指摘することができる。第一審の裁判官は判決文にダイオキシンの毒性について、次のように記述している。

①「青酸カリの1000倍、サリンの2倍もの致死毒性を有すると言われている。ダイオキシン類は、かかる一般毒性の他にも、遅延性の発がん性、生殖毒性、免疫毒性、催奇形性……中略……の原因となる毒性を有するとされている。」

②「ダイオキシン類に、微量であっても長期間に渡ってさらされると、全てのがんによる死亡が全体として50%増加し、特に結合組織と軟部組織のがんや肺がんによる死亡が増加するとの報告がある。また、ダイベンゾフランが原因物質であるカネミ油症事件において、男性患者の全てのがんによる死亡が普通の人の約2倍高くなるという報告がある。」<sup>12)</sup>

ほとんどダイオキシン恐怖本をそらんじたような内容であり、これらの誤った情報は主にダイオキシン学者によってさかんに喧伝されたものである<sup>13)</sup>が、裁判官のダイオキシンに対するこの思い込みが数々の疑惑に目を塞がせる要因になったと考えられる。

## 5. 最高裁の問題点

それでは最高裁では適切な審判が下されたのであろうか。一・二審の審判の誤りを正した点は評価できるが、必ずしも上告内容の基本に立ち返った審理が行われなかった点では少なからず問題が残されたといえる。その最大のものは環境総合研究所のデータや公開方法には疑念があり、青山所長を被上告人から除いたことである。

最高裁の裁判官が証拠資料とされた白菜に強い疑念を持った背景には、先にも記述したように次の二つの要因が指摘されている。ひとつには、これまでのダイオキシン情報を覆す本の刊行が認識を新たにさせたという指摘である。もうひとつは、中西のダイオキシン分析上の指摘である。中西は、ダイオキシン類には200を超える種類があり、起源によって特徴的な分布があるが、宮田研究室が提出した資料は現実には考えられない特徴があり、データ解析上の問題、「分析にややなれた人はこういうばかなことは

しない。こういう問題に気づかないとすれば、よほど未熟な人だ<sup>12)</sup>と指摘している。

宮田研究室が提出した所沢産とする白菜のダイオキシン濃度 (3.4 pg/g) は全国平均 (0.001 pg/g) の 1000 倍である。宮田研究室の白菜データがいかに異常に高いものであるか、99 年の埼玉県調査による所沢土壌 (表土) 中のダイオキシン濃度は 1.3 ~ 6.2 ピコグラム/g、平均 4.3 ピコグラム/g であり、土壌で塗り固めたとても形容できそうな白菜である。その点では、放送で公開された煎茶も同様である。

放送の前段では、なぜかその後の裁判を予期するかのように白菜が主役となり「降り注ぐ灰を巻き込んで成長する」と、白菜が高度に汚染されやすい野菜であることを示唆している。しかし白菜は初めから玉の状態で大化するので、この玉の中に栽培中に降り注いだ粉塵や土壌が入り込むことはない (所沢市 JA 関係者談)。

この裁判とは直接関係がないが、これまでも宮田研究室のダイオキシン分析値は疑問視されてきた。所沢の土壌の分析値も、宮田研究室のそれは 3 省庁や埼玉県調査よりも 20 ~ 60 倍も高くなっている。突出した分析値は、社会に大きな波紋を呼んだ。その筆頭は、日本人の母乳は世界一ダイオキシンに汚染されているという有名な 51 ピコグラム/g (脂肪) である。このデータが根拠となって、日本人の母乳のダイオキシン濃度はヨーロッパ諸国に比べ 10 ~ 200 倍も高いというニュースが新聞の第 1 面トップを飾った<sup>16)</sup>。これにアトピー問題が加わってわが国の乳児哺育の現場は大いに混乱したが、今日ではこのデータを信じている専門家は一人もいないであろう。日本人の母乳中のダイオキシン濃度は世界のほぼ中間にある。

次いで社会的影響の大きなものに、茨城県竜ヶ崎市にある城取清掃工場の周辺住民の血液が極度にダイオキシンに汚染されており、最高で 463 ピコグラム/g (脂肪)、男性平均 81, 女性平均 149 ピコグラム/g ということが宮田教授によって公表された。これが導火線となって茨城県は焼却炉対策に 1000 億円を超える税金を投入してきたが、その後県の調査により周辺住民の血液中のダイオキシン濃度は最低 4.1 ピコグ

ラム/g、最高 24.0 ピコグラム/g、平均 9.7 ピコグラム/g となり、日本人平均 (20 pg/g) よりも汚染度は低いことが明らかとなった。宮田教授の報告内容に触発されて、これまでに茨城県で焼却炉対策など反ダイオキシン運動を積極的に推進してきた県会議員の井手よしひろは、これを「分析データのカラクリ」という小見出しを立てて宮田教授のデータについての疑念を表明している<sup>17)</sup>。

某ジャーナリストの指摘「行政が測定するとなぜ低いのか」に対して、早くからダイオキシン情報のあり方に苦言を呈してきた日垣隆は、最近になって「なぜ宮田教授や環境総合研究所が調査すると数字が跳ね上がってしまうのかと、良心にのっとなって自問したほうがいい」と著書のなかで訴えている。

最高裁が、なぜ証拠資料の氏素性にのみ限定して審判を下したのか。もう一步踏み込んで、白菜の分析値はもとより、放送で公開された試料の分析値そのものについても審理を尽くしたならば、この裁判は野菜栽培農家の一風評被害事件に止まらない、後世に語り継がれる裁判になったであろう。

## 6. 結論

野菜栽培農家の名誉は回復されたとして、原告団は裁判所の和解勧告に応じてこの裁判に終止符を打った。

所沢の野菜栽培農家の子弟は、小学校一クラス 30 人当たり 1 人程度、クラスの仲間から「毒入りを承知で野菜を売りつけた」としてはじめにあった (関係者談)。それほどに当時の所沢は異常な事態にあった。子どもや孫のために、名誉回復を目指して農家が立ち上がったのがこの訴訟であった。この裁判には、弁護士事務所 (所長 長島佑享) ですら無報酬で望んだ。正義と真実を求めての闘争であった。原告団は、「われわれ農家は霜や台風など災害で手痛い目にあうことには慣れている。賠償を得ることを目的で訴訟を起こしたのではない。」として、和解金のほとんど全額を三宅島から離散した農家の復興に寄付した。

和解調印に先だって、原告団が著者の研究室を訪ねて報告にきた。そのとき団長の金子哲は、

「この和解で、宮田教授の件（白菜）が不問となることだけは断腸の思いである」と胸の内を述べている。最高裁が、試料の氏素性だけでなく分析値そのものにもメスをあてたならば、わが国で起こったダイオキシン騒動はなんであったか、わが国で起こった最初の本格的な科学スキャンダル<sup>18)</sup>の解明につながったであろう。

#### 謝辞

資料入手にご尽力を賜った元所沢市議員の深川隆氏に感謝します。また、貴重な資料を快く提供していただいた「JAいるま」の関係者、金子哲氏以下の原告団、長島法律事務所所長長島佑享氏、弁護士の伊佐山芳郎氏、他各位に感謝します。

#### 文献

- 1) 森田昌敏監訳、ダイオキシン入門、日本環境衛生センター、(1991)
- 2) 小室広佐子、「ダイオキシン報道の展開」東京大学社会情報研究所紀要、No.62,161-180 (2001)
- 3) 平岡正勝・岡島重伸、ダイオキシン類削減の手引き、p.カ、環境新聞社 (1998)
- 4) 平岡正勝、廃棄物処理とダイオキシン対策、環境新聞社 (1993)
- 5) 日経エコロジー、2001年7月号、p44
- 6) 館澤貢次、財界展望、1999年10月号、p54
- 7) 止めよう！ダイオキシン汚染さいたま実行委員会、「ゴミ焼却」が赤ちゃんを殺すとき、合同出版 (1998)
- 8) 長山淳哉、ダイオキシン問題を考える会・Dネット、ダイオキシン汚染列島 日本への警告、かんき出版 (1997)
- 9) 化学物質対策法制研究会、知っておきたいダイオキシン法、大蔵省印刷局 (2000)
- 10) 朝日新聞、1999年7月13日 (朝刊)
- 11) さいたま地方裁判所 平成11年(ワ)第1647号 謝罪広告等請求事件
- 12) <http://homepage3.nifty.com/junnko-nakanishi/zak235-240.html>
- 13) 渡辺正・林俊郎、ダイオキシン—神話の終焉、日本評論社 (2003)
- 14) 最高裁判決：平成15年10月16日 第一小法廷判決 平成14年(受)第846号謝罪広告等請求事件
- 15) 宮田秀明、ダイオキシンから身を守る法、成星出版 (1998)
- 16) 朝日新聞、1993年4月20日 (朝刊)
- 17) <http://www.jsdi.or.jp/~y-ide/030729dai-top.htm>
- 18) 毎日新聞、2003年3月23日 (朝刊)